

## 地震の際の活用方法

### ■平常時の活用方法

#### ○防災情報の確認

- ◆ 区域の一時（いっとき）集合場所、避難場所、避難所、緊急医療救護所など、災害時に必要と思われる防災情報を確認しておきましょう。避難先となる場所は、区のホームページや北区防災地図で確認をしておきましょう。

### ■発災直後の活用方法

#### ○まずは、自分と家族の安全を確保しましょう

- ◆ まずは、自らと家族の安全を確保しましょう。その上で、可能な範囲で平常時に準備した「避難行動要支援者名簿」に掲載されている要支援者の被災状況を確認しましょう。

#### ○避難支援の方法

- ◆ 無理はせずに自らの安全を確認できた場合、「避難行動要支援者名簿」を活用して、以下のような方法で避難支援を行ってください。
  - ★まずは電話で連絡をします。
  - ★電話が不通の場合や応答がない場合などは、訪問して確認します。
  - ★ドアをたたいたり、声をかけたりします。
  - ★小さな物音や声を聞きもらさないようにします。
- ◆ 要支援者が、家屋等の被災により倒壊等危険な状況にある場合や、自宅にいて不安を感じているようならば、要支援者に町会・自治会が定める一時（いっとき）集合場所等に集まるよう促しましょう。

#### ○避難支援は複数で

- ◆ 要支援者の支援は、二次被害を防止する観点から、支援者は単独での行動を避け、なるべく複数人で協力しておこないましょう。

#### ○無理をせず手助けを

- ◆ 避難支援の活動の際、すぐに避難させる必要がある場合には、無理をせずにできる範囲で、その避難の手助けをしましょう。
- ◆ 最初に訪問した人数で救助が難しい場合には、近くにいる人に声をかけるなど人を集めて対応するようにしましょう。ただし、二次被害の危険が懸念される状況下においては、110番、119番に連絡しましょう。また、近くで救出活動中であれば、そこに連絡をとり、要支援者の状況を伝えましょう。

## ■発災時から避難後の活用方法

### ○地区防災会議地区本部（地域振興室）への報告

- ◆ なるべく早く地震発生から72時間（3日）までに、避難行動要支援者名簿で要支援者の安否等の確認した状況を区域の地域振興室内に設置される地区防災会議地区本部に報告しましょう。

### ○避難所での要支援者への支援

- ◆ 避難所では高齢者や障害者、乳幼児のいる母親など、支援の必要性が高い人に配慮し、その相談に応じるとともに、そうした人々を必要な支援につなぐ役割が期待されます。

### ○在宅避難者への支援

- ◆ 要支援者のなかには、自宅の被害が軽微であることや心身の状況から集団での避難生活は困難と考え、電気やガス、水道といったライフラインが停止した状態でも在宅や自家用車のなかなどで生活せざるを得ない要支援者もいます。支援が必要な人に必要な情報（福祉サービスや生活必需品の支援など）が行き届いていない状況が考えられることから、在宅等の避難者への支援についても配慮が必要です。



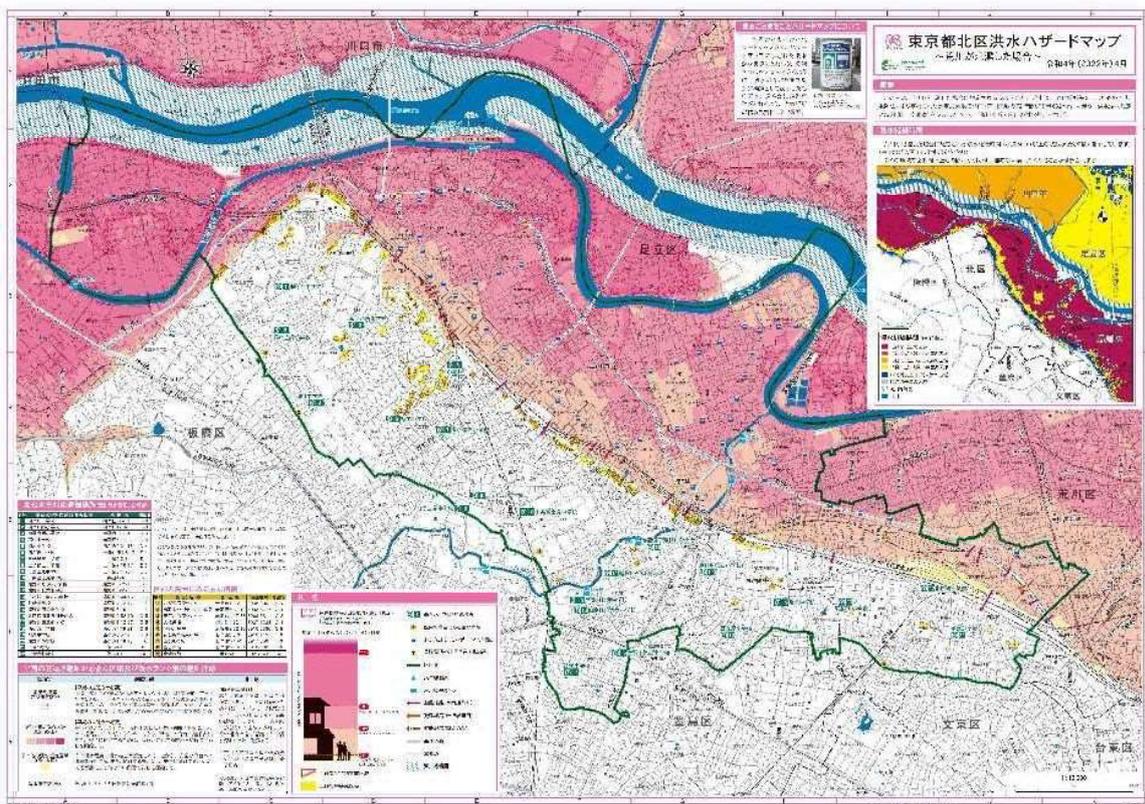
## 水害の際の活用方法

### ■北区大規模水害避難行動支援計画について

北区は、概ね東側半分が低地部であり、その低地部内に約 20 万人が居住しています。全国で多発する水害の状況を踏まえると、区でも大規模水害が発生するリスクが十分にあります。「東京都北区 大規模水害を想定した避難行動の基本方針」（令和 2 年 3 月）においても、「できるだけ遠くの高台への避難」を基本的な方針として掲げています。しかし、区民の中には自力での高台避難が困難な方が存在します。そこで、この「北区大規模水害避難行動支援計画」（令和 4 年 12 月）では、大規模水害時における要支援者の避難に関して必要な支援等を整理することにより、区民全員が逃げ遅れない「誰ひとり取り残されない避難」を目指していきます。

※北区大規模水害避難行動支援計画は北区HP（下記 URL 参照）からダウンロード可能です。

<https://www.city.kita.tokyo.jp/bosai/bosai/suigai/daikibosuiigai/sienkeikaku.html>



荒川氾濫を想定したハザードマップ（令和 4 年 4 月時点）

## ■避難行動要支援者名簿および活用の手引き（本書）の位置づけ

北区避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法や北区地域防災計画を踏まえて作成されます。この名簿に登録された「避難行動要支援者」に対して、北区大規模水害避難行動支援計画に基づき個別避難計画の作成を行います。避難行動要支援者名簿活用の手引き（本書）は名簿の活用方法等の具体化を行ったものです。

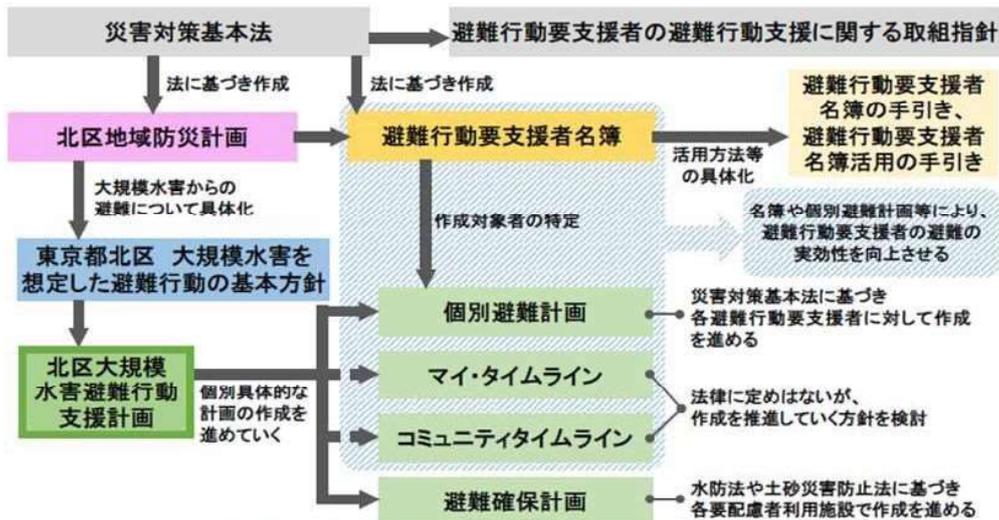


図 北区大規模水害避難行動支援計画および関連計画の位置づけ

## ■北区大規模水害避難行動支援計画の適用範囲

北区大規模水害避難行動支援計画の適用範囲は、平常時から大規模水害発生後数日～数週間（地域の浸水が概ね引く頃まで）としています。



図 北区大規模水害避難行動支援計画の適用範囲

## ■北区大規模水害避難行動支援計画の対象者

北区大規模水害避難行動支援計画の対象となる、被支援者側と支援者側の考え方は以下のとおりです。

### 被支援者側

- ①荒川浸水想定区域内に居住する避難行動要支援者
- ②北区地域防災計画に指定された要配慮者利用施設の入所者

### 支援者側

- ①避難支援等関係者
- ②避難支援者
- ③要配慮者利用施設の管理者や職員

### 警察署・消防署

民生委員・児童委員  
自主防災組織  
高齢者あんしんセンター  
避難行動要支援者の親族  
福祉・医療サービス提供者  
など

## ■個別避難計画の概要

個別避難計画は、避難行動要支援者に対して、「避難の支援、安否の確認その他の要支援者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置」を実施するために作成します。

荒川の浸水想定区域内に居住する全ての名簿登録者について、名簿の情報提供、個別避難計画の作成、個別避難計画の情報提供、これら3点の同意を得た方を個別避難計画作成の対象者とします。計画作成者は、避難行動要支援者やその家族等と相談しながら、個別避難計画書のひな型に、本人データ、避難支援方針、避難支援者一覧、支援に必要な情報、計画の更新状況を整理します。

図 個別避難計画書

## ■個別避難計画作成の優先度と作成方針

避難行動要支援者名簿登録者に対して、荒川の浸水有無や、自力での避難可否、避難支援者の有無などから、個別避難計画作成の優先度の考え方を整理しました。基本的には、優先度 A・B を対象に、以下に示す方針で個別避難計画作成を進めます。

表 個別避難計画作成の優先度と作成方針

優先度	特徴	計画作成方針
A	浸水あり・自力避難不可・支援者なし。 以下の区分に該当する。 ・要介護度 4～5 ・障害支援区分5～6 ・愛の手帳 1～2度 ・精神障害者保健福祉手帳 1級	・移動支援の手段について必ず検討する。 ・避難先について、縁故避難等や通常の避難所以外の避難先(福祉避難所や関係している医療機関等)も検討する。
B1	浸水あり・自力避難不可・支援者なし。 以下の区分に該当する。 ・要介護度 3 ・障害者手帳1～3級 ・障害支援区分 4	・自力での移動について検討する。難しい場合は、移動支援の手段について検討する。 ・福祉避難所やその他の避難先(縁故避難やホテルなど)への避難を検討する。
B2	浸水あり・自力避難不可・支援者なし。 AおよびB1に該当しない方。(希望登録者)	・ヒアリング内容によって計画作成方針を決定する。
C	浸水あり・自力避難不可・家族等の支援者あり。	・当面は地域や家族での支援に基づきマイ・タイムラインの作成をもって個別避難計画を代替する。
D	浸水あり・自力避難可能。	

## ■優先度と個別避難計画の作成担当者

個別避難計画作成者となる可能性のある方は以下のとおりです。優先度 A・B の方は、行政職員や福祉・医療関係者などを中心として個別避難計画の作成を行います。**優先度 C・D の方は、避難支援等関係者や家族を通じたマイ・タイムライン（事前防災計画）の作成を基本とします。**（当面は地域や家族の支援に基づき、マイ・タイムラインの作成をもって個別避難計画を代替します。）

表 優先度ごとの計画作成担当者

計画作成者	行政職員	福祉専門職		支援サービス提供者			医療関係者		避難支援等関係者			避難行動要支援者の家族	避難行動要支援者本人
		居宅介護支援事業所 〔ケアマネジャー〕	相談支援事業所 〔相談支援専門員〕	介護サービス提供事業者	通所介護事業所	障害福祉サービス提供事業所	訪問看護ステーション	医療関係者	高齢者あんしんセンター	町会・自治会	民生委員・児童委員		
優先度 A	高	中	中	低	低	低	中	低					
優先度 B	中	高	高	中	中	中	中	低	低				
優先度 C		低	低	低	低	低			高	中	中	高	
優先度 D									中	高	高	高	高

### 【凡例】

高・中・低 → 計画の作成者となりうる可能性を示す

## ■平常時の活用方法

### ○ハザードマップを用いた災害リスクの確認

- ◆ 地域の災害リスクについて、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等が記載されているハザードマップを参照して、事前に確認しておきましょう。
- ◆ 日頃から、見守りや個別訪問をする機会があれば、要支援者宅の災害リスクについて、ハザードマップ等を活用して、本人と一緒に確認しておきましょう。

### ○避難計画について要支援者と一緒に考えましょう

- ◆ ハザードマップ等で危険なエリアに住んでいることが確認できたら、具体的な避難行動の計画を要支援者と一緒に考えましょう。事前に避難する場所・避難するタイミング・自力で避難が難しい場合は支援可能な親族等の連絡先を決めておくことが大切です。
- ◆ 高台水害対応避難場所などの避難施設は大変混雑し、決して快適な環境とは言えません。できれば、早期に安全な知人・親族宅（縁故避難先）やホテル等に避難する分散避難先について検討しておきましょう。
- ◆ **区ではマイ・タイムライン作成講座を毎年開催しています。要支援者向けに個別避難計画の代替となるマイ・タイムライン作成講座の開催も予定していますのでぜひ活用してください。**
- ◆ 避難のタイミングは気象情報や区からの避難情報をもとに、風雨が強くなる前に避難することを考えましょう。

避難支援等関係者ごとの名簿活用方針（平常時）

平常時の活用方針	避難支援等関係者				
	警察署	消防署	自主防災組織 (町会・自治会)	民生委員・ 児童委員	高齢者 あんたん センター
地域の要支援者の把握	○	○	○	○	○
顔の見える関係づくり			○	○	○
ハザードマップを用いた災害リスクの確認			○	○	○
大規模水害時の避難について事前の話し合い			○	○	○
避難時に持っていく物等の準備を促進			○	○	○
避難計画（個別避難計画やマイ・タイムライン）の作成について周知・協力			○	○	○
地域の防災訓練への参加の呼びかけ			○	○	○

**避難情報及び気象情報の入手方法**

北区公式ホームページ: 公式ホームページで災害情報などをお知らせします。

ホームページ URL: <https://www.city.kita.tokyo.jp/>

北区防災気象情報サイト: <https://www.micosfit.jp/kita-city/>

北区メールマガジン: 登録者に災害情報などをお知らせします。

右の QR コードよりご登録ください。

※QR コードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



北区メールマガジン

北区公式 LINE: 上記メールマガジンは LINE でも受信可能です。

- ① 右の QR コードを読み取る。
- ② 北区公式 LINE のトーク画面下部メニューの「配信情報の登録・変更」をタップする。
- ③ 「すぐメール Plus+」への登録案内が届きます。
- ④ メッセージ内の URL をクリックして登録手続きをしてください。



北区公式 LINE

北区防災行政無線: 区内に設置してある屋外スピーカーから災害に関する情報を放送します。

緊急速報メール: 災害時の情報を国や区からお知らせします。災害時に北区エリア内にある該当携帯電話で自動受信できます。

※ドコモ・au・ソフトバンク・楽天でご契約の方のみ受信可能です。

## ■ 発災のおそれ～発災時の活用方法

### ○ 災害時名簿の受領

- ◆ 災害時の名簿は、災害対策基本法の規定により、「災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるとき」に、避難支援等関係者に提供されます。

### ○ 気象情報や避難情報の伝達

- ◆ 区は、北区メールマガジンや北区ホームページ、防災行政無線による放送、北区公式 Twitter・Facebook・LINE への情報掲載、緊急速報メール（エリアメール）などの様々な手段により、防災情報等を伝達します。様々な特性を持つ要支援者へ情報伝達を図るためには、音声による伝達、視覚による伝達、やさしい日本語や多言語に対応した伝達など、多様な手段や方法の活用を推進します。避難支援等関係者、避難支援者、要配慮者利用施設の管理者等は、災害発生が想定される場合は、上記のような様々な手段を用いて、積極的な情報収集を行い、要支援者や自身の避難行動に役立てます。また、要支援者自身やその家族においても、自身が使える情報収集の手段を確認しておき、災害発生が予想される際には、可能な限り積極的な情報収集に努めます。

### ○ 声掛けにより避難を促す

- ◆ 大規模な水害の発生が想定される場合は区から前もって避難の呼びかけ等があるので、その情報を受けたら、まずは電話等により「ご自身もしくはご自身の家族の協力で避難する」よう呼びかけるとともに、困難な場合は地域での避難支援を検討しましょう。また、区から水害対応避難場所開設の情報を得たら、なるべく早期で避難するよう促してください。

### ○ 支援ニーズを確認する

- ◆ 避難先にて、周囲に要支援者と思われる方がいたら、声掛け、支援ニーズの把握等を積極的に実施します。

### ○ 可能な範囲で避難先における安否・避難状況の確認

- ◆ 受領した災害時の名簿を利用して避難場所における要支援者の安否・避難状況の確認を可能な範囲で行います。



○支援者自身の安全確保

- ◆ 要支援者の安全を確保することはとても重要ですが、同じように支援者自身やご家族の安全を確保することも重要です。区から警戒レベル3（高齢者等避難）が発令されたら支援者自身も避難の準備を開始して、遅くても警戒レベル4（避難指示）の発令の際には支援者自身も避難をするようにしましょう。

○要支援者の避難に車を使用する場合

- ◆ 避難情報が発令されると、主要道路等が渋滞することが予想されます。要支援者の避難に車を使用する場合は、なるべく早めに行うようにしましょう。

○避難先での見守り

- ◆ 要支援者と一緒に避難し、避難所等に共に一時滞在する避難支援等関係者は、可能な限り心身のケアを行います。

避難支援等関係者ごとの名簿活用方針（大規模水害発生のおそれ～大規模水害時）

大規模水害発生のおそれ ～ 大規模水害時の活用方針	避難支援等関係者				
	警察署	消防署	自治会・ 自主防災組織 (町会)	民生委員・ 児童委員	高齢者あんし センター
災害時名簿の受領	○	○	○	○	○
気象情報や避難情報の伝達			○	○	○
声掛けにより避難を促す	○	○	○	○	○
支援ニーズを確認する			○	○	○
可能な範囲で避難先における安否・避難状況の確認			○	○	○
避難先での見守り			○	○	○

## 避難支援の際の服装や持ち物・避難時の持ち物

### ■避難支援の際の服装や持ち物

#### 【服装】

- 長袖、長ズボン（ケガ予防のため）
- 厚底の靴（ガラス片、釘などの対策）
- 厚手の靴下
- 帽子、またはヘルメット
- 軍手、または手袋



#### 【持ち物】

- 避難行動要支援者名簿
- 避難行動要支援者名簿の手引き
- 筆記用具
- 民生委員証（民生・児童委員の方のみ）
- その他（タオル、飲料水、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、救急絆創膏、携帯ラジオ、電池、懐中電灯、携帯電話、小銭など）

### ■避難時の持ち物

避難する時に持ち出すものを、自分が持てる重さで用意します。玄関近くや寝室、車のトランクなどに置き、すぐに持ち出せるようにしておきましょう。

#### 非常持出品

- 懐中電灯
- 携帯ラジオ
- 乾電池
- 身分証（免許証・保険証）
- 現金
- おくすり手帳
- 通帳・印鑑
- かかりつけ医等の連絡先

#### 生活用品

- ティッシュ・新聞紙
- 歯みがきセット
- ビニール袋
- 衣類
- 雨具
- タオル
- 生理用品
- おむつ
- マスク

#### 応急薬品

- 消毒薬
- 常備薬
- 鎮痛剤・解熱剤
- ばんそうこう
- 目薬
- 包帯

#### 非常食品

- ドライフーズ
- 栄養補助食品
- カンパン・缶詰
- 粉ミルク
- 離乳食
- レトルト食品
- 飲料水

#### その他

- 軍手
- ヘルメット・帽子
- ライター
- ラップ
- 使い捨ての食器・はし
- 携帯用缶切りナイフ
- モバイルバッテリー

※上記は例です。その他にも個人で非常時、必要なものがあれば備えてください。

## 関係機関の連絡先

名称	所在地	電話番号
北区役所	王子本町 1-15-22	03-3908-1111
危機管理室防災・危機管理課	王子本町 1-15-22 北区役所第一庁舎 2階 13番	03-3908-8184
福祉部地域福祉課	王子本町 1-2-11 北区役所第二庁舎 3階	03-3908-9015
王子警察署	王子 3-22-22	03-3911-0110
赤羽警察署	神谷 3-10-1	03-3903-0110
滝野川警察署	西ヶ原 2-4-1	03-3940-0110
王子消防署	王子 4-28-1	03-3927-0119
赤羽消防署	赤羽南 1-10-4	03-3902-0119
滝野川消防署	西ヶ原 2-1-1	03-3916-0119
十条台地域振興室	中十条 1-2-18	03-3908-3521
王子地域振興室	豊島 1-14-12	03-3912-1521
豊島地域振興室	豊島 3-27-22	03-3912-1532
十条地域振興室	十条仲原 1-20-10	03-3908-3532
神谷地域振興室	神谷 3-35-17	03-3901-3505
赤羽西地域振興室	西が丘 1-5-2	03-3900-0049
志茂地域振興室	志茂 1-34-17	03-3901-3178
赤羽地域振興室	赤羽南 1-13-1	03-3901-1412
赤羽北地域振興室	赤羽北 2-25-8-201	03-3907-1800
滝野川西地域振興室	滝野川 6-21-25	03-3916-2246
滝野川東地域振興室	滝野川 1-46-7	03-3910-0131
西ヶ原東地域振興室	西ヶ原 1-23-3	03-3910-0142
昭和町地域振興室	昭和町 3-10-7	03-3893-5417
浮間地域振興室	浮間 2-10-2	03-3960-0047
桐ヶ丘地域振興室	桐ヶ丘 2-7-22	03-3907-2427
田端地域振興室	田端 3-16-2	03-3828-5560
東十条地域振興室	東十条 3-2-14	03-3912-8992
堀船地域振興室	堀船 2-16-11	03-3912-3531
東田端地域振興室	東田端 1-12-14	03-3800-6772

## 避難所、避難場所について

令和5年9月現在

### ■大震災時の避難所

災害後、家屋倒壊などにより、自宅では生活できない被災者が一定期間生活する場所です。また同時に情報連絡・飲食料の配給など地域の支援活動拠点ともなります。北区では、主に学校施設や閉校施設を避難所に指定しています。

名称	所在地
王子小学校	王子 2-7-1
王子第一小学校	王子 5-14-18
王子第二小学校	王子本町 2-2-5
王子第三小学校	上十条 5-2-3
王子第五小学校	上十条 2-18-17
豊川小学校	豊島 3-10-23
堀船小学校	堀船 2-11-9
柳田小学校	豊島 2-11-20
東十条小学校	東十条 3-14-23
十条小学校	中十条 3-1-6
としま若葉小学校	豊島 5-3-30
赤羽小学校	赤羽 1-24-6
岩淵小学校	岩淵町 6-6
なでしこ小学校	志茂 1-34-17
第四岩淵小学校	赤羽 3-24-23
梅木小学校	西が丘 2-21-15
神谷小学校	神谷 2-30-5
稲田小学校	赤羽南 2-23-24
桐ヶ丘郷小学校	桐ヶ丘 1-10-23
袋小学校	赤羽北 2-15-3
八幡小学校	赤羽台 3-18-5
浮間小学校	浮間 3-4-27
西浮間小学校	浮間 2-7-1
赤羽台西小学校	赤羽台 2-1-34
旧清水小学校	十条仲原 4-5-17
滝野川小学校	西ヶ原 1-18-10
滝野川第二小学校	滝野川 6-19-4
滝野川第三小学校	滝野川 1-12-27
滝野川第四小学校	東田端 2-5-23
滝野川第五小学校	昭和町 3-3-12

名称	所在地
西ヶ原小学校	西ヶ原 4-19-21
谷端小学校	滝野川 7-12-17
田端小学校	田端 5-4-1
滝野川もみじ小学校	滝野川 3-72-1
王子桜中学校	王子 2-7-1
十条富士見中学校	十条台 1-9-33
明桜中学校	王子 6-3-23
堀船中学校（仮移転中）	王子 5-2-8
稲付中学校	赤羽西 6-1-4
赤羽岩淵中学校	赤羽 2-6-18
神谷中学校	神谷 2-46-13
浮間中学校	浮間 4-29-32
桐ヶ丘中学校	桐ヶ丘 2-6-11
田端中学校	田端 4-17-1
滝野川紅葉中学校	滝野川 5-55-8
飛鳥中学校	西ヶ原 3-5-12
志茂子ども交流館	志茂 5-18-3
ココキタ 豊島北コミュニティアリーナ	豊島 5-3-35
旧富士見中学校	上十条 3-1-25
新町コミュニティアリーナ	田端新町 2-27-17
北区役所滝野川分庁舎	滝野川 2-52-10
旧西浮間小学校	浮間 4-29-30
東京国際フランス学園 別館	滝野川 5-44-15
旧清至中学校	王子 6-7-3
旧田端中学校	田端 6-9-1
旧十条台小学校	中十条 1-5-6
西が丘小学校	西が丘 1-12-14

## ■大震災時の避難場所

火災が迫り、自宅や事業所、地域にいることが危険な場合に避難する場所で、主に公園、緑地、広場、集合住宅及び学校等のオープンスペースで、東京都が指定した場所のことをいいます。避難場所は、地震火災から住民の生命を守るため、火災が鎮火するまで待つ場所として、東京都全体で、避難計画人口一人当たり1平方メートル以上を確保しています。具体的な場所については北区防災地図等でご確認ください。

避難場所名	割当町丁名
染井墓地、駒込中学校一帯	西ヶ原4丁目
荒川河川敷一帯	岩淵町、志茂2～5丁目、赤羽1～3丁目
桐ヶ丘、赤羽台、西が丘地区	桐ヶ丘1～2丁目、上十条5丁目、西が丘1～3丁目、赤羽西1～6丁目、赤羽台1～4丁目、赤羽北3丁目
豊島五丁目団地一帯	豊島4～6丁目
王子六・飛鳥高校・駿台学園一帯	王子1丁目の一部、王子2～4、6丁目、豊島1～3丁目、7丁目の一部
都立尾久の原公園一帯	田端新町1～3丁目
北区防災センター・旧古河庭園一帯	上中里1丁目、西ヶ原1丁目、2～3丁目の各一部、中里1～3丁目、田端1～6丁目、東田端1～2丁目
都営滝野川三丁目団地一帯	滝野川3～7丁目、1～2丁目の各一部
十条台・北区中央公園一帯	王子本町1～3丁目、岸町1～2丁目、十条台1丁目、上十条1丁目、中十条1～3丁目
浮間公園・荒川河川敷緑地一帯	浮間2丁目
東京家政大学・加賀中学校一帯	十条台2丁目、十条仲原1丁目、上十条2～4丁目
王子五丁目団地一帯	王子5丁目の一部、神谷1丁目の一部、東十条1～4丁目
飛鳥山公園	王子1丁目の一部、西ヶ原2～3丁目の各一部、滝野川1～2丁目の各一部
北運動公園一帯	志茂1丁目、神谷2～3丁目、赤羽南1～2丁目、東十条5～6丁目
清水坂公園一帯	十条仲原2～4丁目、中十条4丁目
新河岸東公園一帯	浮間4～5丁目
東京成徳学園・神谷堀公園一帯	王子5丁目の一部、神谷1丁目の一部、豊島7丁目の一部、8丁目
堀船地区一帯	堀船1～4丁目、昭和町1～3丁目、上中里2～3丁目、栄町
赤羽北地区一帯	赤羽北1丁目の一部、2丁目
浮間一丁目地区	赤羽北1丁目の一部、浮間1丁目

### ■水害時の避難場所

名称	所在地	高台水害対応避難場所 (荒川氾濫を含めた大規模水害を想定)	水害対応避難場所 (石神井川氾濫及び土砂災害を想定)
王子第三小学校	上十条 5-2-3	○	
王子第五小学校	上十条 2-18-17	○	
梅木小学校	西が丘 2-21-15	○	○
桐ヶ丘郷小学校	桐ヶ丘 1-10-23	○	
赤羽台西小学校	赤羽台 2-1-34	○	○
旧清水小学校	十条仲原 4-5-17	○	○
滝野川小学校	西ヶ原 1-18-10	○	
滝野川第二小学校	滝野川 6-19-4	○	
滝野川第三小学校	滝野川 1-12-27	○	
西ヶ原小学校	西ヶ原 4-19-21	○	
谷端小学校	滝野川 7-12-17	○	
田端小学校	田端 5-4-1	○	○
滝野川もみじ小学校	滝野川 3-72-1	○	
十条富士見中学校	十条台 1-9-33	○	
稲付中学校	赤羽西 6-1-4	○	
桐ヶ丘中学校	桐ヶ丘 2-6-11	○	○
滝野川紅葉中学校	滝野川 5-55-8	○	○
飛鳥中学校	西ヶ原 3-5-12	○	
旧富士見中学校	上十条 3-1-25	○	
北区役所滝野川分庁舎	滝野川 2-52-10	○	
旧滝野川第六小学校	滝野川 5-44-15	○	
旧田端中学校	田端 6-9-1	○	
堀船小学校	堀船 2-11-9		○
柳田小学校	豊島 2-11-20		○
第四岩淵小学校	赤羽 3-24-23		○
袋小学校	赤羽北 2-15-3		○
十条台ふれあい館	中十条 1-2-18		○
北区防災センター	西ヶ原 2-1-6		○
		主に大型台風の接近時に開設します。	主に集中豪雨や線状降水帯などの長雨の際に開設します。

## 用語集

### 避難行動要支援者

災害対策基本法第 49 条の 10 において、「要配慮者（災害時要援護者）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」と定義されている。

### 要配慮者

災害対策基本法第 8 条 2 の 15 において、「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義されている。

### 一時（いつとき）集合場所

大地震発生時、近隣居住者の安否確認、まちの安全確認を行う一時的な集合場所のことをいいます。火災の危険が迫っている場合は、自主防災組織（主に町会・自治会）のリーダーを中心に、避難場所へ集団避難します。いつとき集合場所の具体的な場所は、北区防災地図をご覧ください。

### 高台水害対応避難場所（荒川の氾濫を想定）

荒川の上流域を含めた広範囲で大雨が降るような大型台風の接近など、荒川氾濫の恐れがあると判断した場合に開設します。浸水機関が長時間にわたることや、台風の接近などは前もって予測が可能なことから、浸水の危険の少ないエリアだけに避難場所を開設します。また、避難時には石神井川の氾濫や土砂災害等ほかの災害が同時に発生する可能性があるため、注意が必要です。

### 水害対応避難場所（石神井川の氾濫/土砂災害（がけ崩れ）を想定）

石神井川の氾濫や土砂災害の発生が予想される場合に開設します。浸水する時間が比較的短い見込みであること、集中豪雨などは、前もっての予測が困難なこと、被害が想定される区域が限定的であることから、被害の発生が懸念される場所の付近に避難場所を開設します。避難時には強い雨が降っている可能性があるため注意が必要です。

### 緊急医療救護所

大きな災害が起きたとき、必要に応じて、病院の近くに置かれる救護所。軽症者の治療や、重傷者を病院に送る判断をします。北区では以下の 5 病院が指定されています。

東京北医療センター、花と森の東京病院、明理会中央総合病院、赤羽中央総合病院、王子生協病院

### マイ・タイムライン（事前防災行動計画）

水害・土砂災害が発生する恐れがあるときに、あわてることのないように命を守るための防災行動をあらかじめ決めておく計画のことです。一人ひとり家族構成やお住まいに合わせて、作成することが大切です。

### 避難支援等関係者

北区では、自主防災組織（町会・自治会）、民生・児童委員、警察署、消防署、高齢者あんしんセンターを避難支援等関係者としています。



## Q&A

Q 避難行動要支援者名簿はどこまで情報を共有してもいいのでしょうか。

A 平常時において、町会・自治会代表及び町会・自治会関係者には情報提供は可能です。しかし名簿自体は複製を禁止していますので必要最低限の情報を抜粋して共有をお願いいたします。また、共有する際は情報を厳重に管理するようお伝えください。

Q 要支援者の方がオートロックのマンション及びアパート等にお住まいのため、平時の顔の見える関係づくりや災害時に支援が出来ないのですがどうすればよいのでしょうか。

A オートロックのマンションやアパートの場合、要支援者の方々の見回りをするのは難しいため、マンション及びアパートの管理人(管理会社及び管理組合)に協力をしていただき、一緒に訪ねる、もしくは情報を伝え、支援の協力をしてもらおうという方法が考えられます。

Q ハザードマップや防災地図はどこで配布していますか。

A 東京都北区洪水ハザードマップ

- ・北区役所第一庁舎(1階区政資料室、3階16番道路公園課公園河川係)
- ・各区民事務所※
- ・荒川知水資料館

北区土砂災害ハザードマップ

- ・北区役所第一庁舎(1階区政資料室、2階13番防災・危機管理課、3階広報課)
- ・北区防災センター(地震の科学館)
- ・各地域振興室※
- ・各区民事務所※

北区防災地図

- ・北区役所第一庁舎(1階区政資料室、2階13番防災・危機管理課、3階広報課)
- ・各区民事務所※
- ・各地域振興室※

※設置数に限りがあるため、区民事務所・地域振興室によっては在庫が不足している場合がございます。

Q 避難行動要支援者名簿に登録を希望する方がいます。申請書はどこでもらえますか。

A ・北区役所各窓口  
(地域福祉課、高齢福祉課、障害福祉課、介護保険課、防災・危機管理課)  
・障害福祉課赤羽障害相談係(赤羽会館)  
・障害者福祉センター(中十条 1-2-18)  
・各高齢者あんしんセンター  
・各地域振興室

※設置数に限りがあるため、在庫が不足している場合がございます。

その場合は、地域福祉課(03-3908-1295)までお問合せください。

## 避難行動要支援者名簿 活用の手引き

刊行物登録番号 5-1-040

発行年月日 令和 5(2023)年 9 月  
発 行 東京都北区危機管理室防災・危機管理課  
〒114-8505 東京都北区王子本町 1-15-22  
電話 03-3908-8184 防災・危機管理課